

「会社を退職した」「未加入期間がある」など、国民年金の加入(変更)の際に提出していただくものです。
 加入などの届出もれにより保険料を未納のまま放置すると、将来、年金を受け取ることができない場合がありますので、忘れずに届出をお願いいたします。
 なお、国民年金の被保険者となるべき方で未届の場合は日本年金機構で加入処理を行い、保険料の納付を催告することがあります。

届出はお済みですか（国民年金加入のご案内）

あなた（またはあなたの配偶者）は、裏面に記載している「届出が必要な方」の、

に該当します。

国民年金の届出がお済みでない方は、同封している「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（または「国民年金第3号被保険者関係届」）に必要事項を記入して、速やかにご提出ください。行き違いの場合は、ご了承ください。

◆ 国民年金被保険者の種別

「第1号被保険者」「第3号被保険者」など、国民年金被保険者の種別については、裏面の「◎国民年金被保険者の種別」をご確認ください。

◆ 提出書類

第1号被保険者の届出・・・「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（郵送のほか電子申請も可能です。詳細は裏面をご確認ください。）
 第3号被保険者の届出・・・「国民年金第3号被保険者関係届」

※「国民年金被保険者関係届書（申出書）」をマイナンバー（個人番号）により届出する場合はマイナンバー・身元（実存）を確認できる書類が必要です。詳細は、裏面を参照してください。

※ 第3号被保険者の届出に関する留意事項については、「国民年金第3号被保険者関係届」の裏面を参照してください。届出について不明な点がある場合は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

◆ 提出先

第1号被保険者の届出・・・お住まいの市(区)役所または町村役場の国民年金担当窓口(電子申請の場合は日本年金機構へ届出されます。)
 第3号被保険者の届出・・・第2号被保険者の勤務先

※ この用紙は、お客様の控えとなります。お手元に保管してください。

◆ 参考情報

◎届出が必要な方に関する記録

基礎年金番号	
氏名	

◎第2号被保険者期間に関する記録
 (ご自分で記入する必要はありません)

制度名	
資格喪失年月日 (種別変更年月日)	
制度名	
資格取得年月日 (種別変更年月日)	

◎配偶者に関する記録
 (ご自分で記入する必要はありません)

基礎年金番号	
氏名	
生年月日	
制度名	

◆ ご不明な点がございましたら、以下の年金事務所にお問い合わせください。

作成

■ 届出が必要な方

(1) 『第1号・第3号被保険者資格取得勸奨』

会社員や公務員の方（第2号被保険者）が退職したときは、第1号被保険者または第3号被保険者になります。

(2) 『第1号被保険者該当勸奨』

- ①第2号被保険者が退職したときに、その方に扶養されていた配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ②収入があるために第2号被保険者に扶養されなくなった配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ③第2号被保険者が65歳以上となり、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得たときは、その方に扶養されている配偶者は第3号被保険者から第1号被保険者になります。
- ④厚生年金保険に加入している方（65歳以上で、老齢・退職を事由とする年金の受給権を得た方を除く）は、70歳になると第2号被保険者の資格を喪失しますので、その方に扶養されている配偶者は第1号被保険者になります。

(3) 『未加入期間国民年金適用勸奨』

会社などに再就職した方で、過去に未加入期間がある方は、その期間は第1号被保険者または第3号被保険者になります。

(4) 『34歳等国民年金適用勸奨』

過去に国民年金制度に未加入期間がある方は、国民年金への加入の届出が必要であることから、34歳、44歳または54歳を迎えたときに、この勸奨状を送付しています。

(5) 『第3号被保険者種別確認勸奨』

出向や転勤などにより第2号被保険者の加入する年金制度が変更となった場合、その方に扶養されている配偶者は、その都度、第3号被保険者の届出が必要となります。

(6) 『第3号被保険者該当勸奨』

第2号被保険者に扶養されている配偶者は、第3号被保険者になります。

※諸外国との社会保障協定で定められた適用証明書をお持ちの場合、国民年金の適用が免除される可能性がありますので年金事務所へご相談ください。社会保障協定については日本年金機構のホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoku/shaho-kyotei/kyotei-gaiyou/20141125.html>

◎国民年金被保険者の種別

第1号被保険者

農林漁業者、自営業者、無職および学生などの方で20歳以上60歳未満の方
【国民年金保険料をご自分で納付する必要がある方】

第2号被保険者

会社などに勤務する厚生年金保険の被保険者、共済組合員の方
(ただし、65歳以上の方で、老齢基礎・厚生年金・退職共済年金などを受け取る権利がある方は第2号被保険者とはなりません)
【厚生年金保険料などが給料から天引きされる方】

第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で20歳以上60歳未満の方
【保険料をご自分で納付する必要がない方】

◎受け取る年金額が増える「付加年金制度」があります。

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。加算される付加年金額（年額）は「200円×付加保険料を納めた月数」で計算し、2年以上受け取ると、支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

※付加保険料を納めるには申し込みが必要です。なお、付加保険料の納付は、申し込みをした月分からとなります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

【国民年金被保険者関係届書（申出書）をマイナンバー（個人番号）により届出する際の添付書類について】

（第3号被保険者の届出を行う際は、「国民年金第3号被保険者関係届」の裏面を参照してください。）

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

②身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど

※上記以外の②身元（実存）確認書類の詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

◎マイナポータルを利用した電子申請 ※第1号被保険者への切り替え時や納付が困難な場合の免除申請に利用できます。

①マイナンバーカードをご準備いただき、マイナポータルへアクセスしてください。

②マイナポータルのトップ画面の「年金の手続きをする」を選択し、マイナポータルへログイン。「国民年金に関する手続き」画面で、希望する手続きを確認し「手続に進む」を選択し、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

③案内に従い必要事項を入力して申請を行ってください。

手続き及び申請方法はこちらから

電子申請の概要はこちらから

マイナポータル 検索

日本年金機構 検索

<https://myna.go.jp>

<https://www.nenkin.go.jp/>

